

飼い主には義務付けられています

1013938

犬の登録・狂犬病予防注射

〈令和6年度 犬の登録・狂犬病予防注射日程〉

生後91日以上の子犬の飼い主は、生涯1回犬の登録と毎年1回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

登録をすると犬鑑札、狂犬病予防注射をすると狂犬病予防注射済票が交付されます。

費用 登録済みの犬3,500円／新規登録の犬6,500円／愛犬パスポート(希望者)200円

その他 ①市内の動物病院でも実施します②登録のみや転入の場合は、環境課で手続きしてください③マイクロチップ登録の場合、来場の2日前までに登録手続きを済ませてください

問合せ 環境課環境保全係 ☎ 内線3072

とき	受付時間	会場	とき	受付時間	会場
4月10日(水)	9:00～9:10	佐山町スポーツ場	4月14日(日)	9:00～10:15	利根沼田振興局駐車場
	9:20～9:30	上発知町生活改善センター		10:30～11:30	十王公園
	9:40～9:55	池田地区コミュニティセンター		13:00～13:30	久屋原町公民館
	10:05～10:15	奈良町農事研修所		13:40～14:10	横塚町公民館
	10:25～10:40	岡谷町生活改善センター		14:25～14:40	上久屋町多目的集会所
	10:50～11:00	石墨町多目的集会所	4月15日(月)	9:00～10:00	利根沼田文化会館駐車場
	12:30～13:45	十王公園		10:15～10:30	利南地区コミュニティセンター
	13:55～14:10	須賀神社		10:40～10:55	下久屋町公民館
	14:25～14:45	戸鹿野町公民館		11:05～11:15	平出集会所
	9:00～9:15	東倉内町公民館(沼女北側)		11:20～11:30	尾合集会所
4月11日(木)	9:25～9:35	町田町水田転作研修所	4月16日(火)	11:45～11:55	生枝集会所
	9:45～10:05	薄根地区コミュニティセンター		13:15～13:30	高平集会所
	10:15～10:25	堀廻町構造改善センター		13:40～14:10	上古語父集会所
	10:35～10:45	井土上町(下)公民館		14:20～14:30	下古語父集会所
	10:55～11:05	恩田町集会所(衛生センター隣)	4月16日(火)	10:00～10:10	園原ふれあい屋内運動場
	11:15～11:30	硯田町公民館		10:25～10:35	大原集会所
	13:00～13:10	屋形原農村婦人の家		10:50～11:00	利根観光会館駐車場
	13:25～13:35	大竹公民館		11:15～11:30	大楊生活改善センター
	13:45～14:05	川田地区コミュニティセンター		12:45～13:00	伊香原地区集会所
4月12日(金)	14:15～14:25	上川田町住民センター		13:10～13:20	平川集落センター
	10:00～10:10	南部健康管理施設		13:45～14:05	利根地区コミュニティセンター
	10:35～10:45	根利集会所		14:10～14:25	高戸谷地区集会所
	11:15～11:25	青木多目的研修施設			
	12:45～12:55	利根支所出張所			
4月12日(金)	13:10～13:20	輪久原集会所			
	13:35～13:50	多那農村婦人の家			
	14:05～14:15	二本松多目的集会所			



市 HP「犬を飼うときは」

結婚新生活支援事業

新婚世帯の住居費など助成します

新婚世帯の住居費やリフォーム費用・引っ越し費用を助成します。

対象 次の①～⑧を全て満たす世帯

- ①令和6年1月1日～令和7年3月31日の間に婚姻届が受理された新婚世帯
 - ②交付申請時に夫婦の双方または一方が市内の補助金の対象となる住居に居住し、住民登録をしている
 - ③婚姻時の年齢が夫婦共に39歳以下
 - ④夫婦の令和5年分(令和6年4月～5月の間に申請する場合は令和4年分)の所得の合計額が500万円未満の世帯
 - ※貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる
 - ⑤市税などの滞納がない
 - ⑥他の公的制度による家賃補助などを受けていない
 - ⑦過去にこの制度に基づく補助を受けていない
 - ⑧沼田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない
- 申請 令和7年3月31日までに所定の書類を提出
※事前に子ども課へ相談してください



提出書類など詳細は市 HP より

1006965

対象経費 令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に支払った下記の経費

■結婚を機に市内で新居となる住宅を取得(新築・購入・建替)またはリフォームした場合の費用

■結婚を機に市内で新居となる住宅を賃貸した場合の費用(家賃・礼金・敷金・共益費・仲介手数料)

※勤務先からの住宅手当支給分は除く

■引っ越し業者または運送業者への支払いなど、結婚に伴う引っ越し費用(令和6年4月1日～令和7年3月31日の間の引っ越しに限る)

補助額 夫婦共に29歳以下の世帯 60万円

夫婦共に39歳以下の世帯 30万円

今年度より継続補助を開始します。令和5年度に申請し、受給額が限度額に達しなかった世帯は今年度に限り補助の対象とします。補助上限額は、令和5年度限度額から令和5年度給付額を差し引いた額です。
その他 雑所得として課税の対象となり、確定申告が必要になる場合があります

問合せ 子ども課子育て支援係 ☎ 内線 3124